

[事案 2020-34] 遡及解約請求

・令和2年9月16日 裁定終了

<事案の概要>

説明がないまま自動振替貸付が行われたため、解約返戻金が減少したことを理由として、自動振替貸付が行われた日に遡って解約することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年7月に契約した低解約終身保険等2件の契約について、以下の理由により、自動振替貸付が行われた日に遡って解約返戻金を支払ってほしい。

- (1)平成21年4月に契約した医療保険は2回保険料を支払わなかっただけで失効し、解約させられたが、本契約は説明がないまま自動振替貸付が行われ、解約返戻金が減少した。これは、保険会社がなすべき説明を怠ったといえる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が平成21年4月に契約した医療保険には、自動振替貸付制度の適用はない。
- (2)「注意喚起情報」には、自動振替貸付制度についての説明があり、申立人も契約申込書の「注意喚起情報」を了知した旨の確認欄に自署捺印している。
- (3)本契約の自動振替貸付後、翌月に申立人により弁済がなされているほか、保険料も数回支払われており、申立人は自動振替貸付について認識していたと考えられる。
- (4)申立人には、督促通知、自動振替貸付通知、「保険料お立替高（元利合計額）のご案内」等を送付している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、医療保険の解約以降の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、自動振替貸付にあたり説明義務違反があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。